

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン改訂 新旧対照表

(朱色傍線部分は変更部分)

改 正 (令和 6 年 9 月)	現 行 (最終改正 : 令和 5 年 6 月)	備 考
<p>はじめに (略)</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. 著しく短い工期の禁止 (建設業法第 19 条の 5) (1) (略) (2) 「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは、「工期に関する基準」等に照らして不適正に短く設定された期間</p> <p>建設業法第 19 条の 5 の「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、「工期基準」等に照らして不適正に短く設定された期間をいう。<u>「工期基準」では、工期設定において発注者と受注者が果たすべき責務として、受注者の建設工事の適正な工期見積りの提出及び発注者の適正な工期の見積りの尊重、請負契約の締結に際しての受発注者間での適正な工期の設定などが求められている。</u>したがって、建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間の工期（以下「著しく短い工期」という。）であるかの具体的な判断については、請負契約毎に、「工期基準」等を踏まえ、<u>見積依頼の際に発注者が受注予定者に示した条件、受注予定者が発注者に提出した見積り等の内容、締結された請負契約の内容、当該工期を前提として請負契約を締結した事情、受注者が「著しく短い工期」と認識する考え方、発注者の工期に関する考え方、過去の同種類似工事の実績、賃金台帳等をもとに、</u></p> <p>① 契約締結された工期が、「工期基準」で示された内容を踏まえていないために短くなり、それによって、受注者が違法な長時間</p>	<p>はじめに (略)</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. 著しく短い工期の禁止 (建設業法第 19 条の 5) (1) (略) (2) 「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは、「工期に関する基準」等に照らして不適正に短く設定された期間</p> <p>建設業法第 19 条の 5 の「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、「工期基準」等に照らして不適正に短く設定された期間をいう。したがって、建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間の工期（以下「著しく短い工期」という。）であるかの具体的な判断については、請負契約毎に、「工期基準」等を踏まえ、<u>見積依頼の際に発注者が受注予定者に示した条件、受注予定者が発注者に提出した見積り等の内容、締結された請負契約の内容、当該工期を前提として請負契約を締結した事情、受注者が「著しく短い工期」と認識する考え方、発注者の工期に関する考え方、過去の同種類似工事の実績、賃金台帳等をもとに、</u></p> <p>① 契約締結された工期が、「工期基準」で示された内容を踏まえていないために短くなり、それによって、受注者が違法な長時間</p>	<p>※工期基準の記載ぶりに変更</p>

労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することとなつてないか

②契約締結された工期が、過去の同種類似工事の工期と比較して短い場合、工期が短くなることによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することとなつてないか

③契約締結された工期が、受注者が見積書で示した工期と比較して短い場合、工期が短くなることによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することとなつてないか

等を総合的に勘案したうえで、個別に判断されることとなる。

また、建設業については、労働基準法上、いわゆる36協定で定める時間外労働の限度に関する基準（限度基準告示）の適用対象外とされていたが、第196回国会（常会）で成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）による改正後の労働基準法において、労使協定を結ぶ場合でも上回ることのできない時間外労働の上限について法律に定めたうえで、違反について罰則を科すこととされ、令和6年4月1日から、建設業についても、災害時の復旧・復興事業を除き、この一般則（以下「時間外労働規制」という。）が適用される。

については、受注者は、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努め、発注者は、受注者から当該見積りが提出された場合には、内容を確認し尊重する必要がある。

なお、時間外労働規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例え、発注者と受注者との間で合意している場合であっても、「著しく短い工期」とあると判断される。

また、建設業法第19条の6において、国土交通大臣又は都道府県知事は、発注者が同法第19条の5の規定に違反している事実があり、特に必要があると認めるときは、当該発注者に対して必要な勧告をすることができ、発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができると規定している。

4. (略)

労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することとなつてないか

②契約締結された工期が、過去の同種類似工事の工期と比較して短い場合、工期が短くなることによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することとなつてないか

③契約締結された工期が、受注者が見積書で示した工期と比較して短い場合、工期が短くなることによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することとなつてないか

等を総合的に勘案したうえで、個別に判断されることとなる。

ただし、第196回国会（常会）で成立した「働き方改革関連法」による改正労働基準法に基づき、令和6年4月1日から、建設業についても、災害時の復旧・復興事業を除き、時間外労働の罰則付き上限規制の一般則が適用されることを踏まえ、当該上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例え、発注者と受注者との間で合意している場合であっても、「著しく短い工期」とあると判断される。

また、建設業法第19条の6において、国土交通大臣又は都道府県知事は、発注者が同法第19条の5の規定に違反している事実があり、特に必要があると認めるときは、当該発注者に対して必要な勧告をすることができ、発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができると規定している。

4. (略)

※工期基準の記載ぶりに変更

5. 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保（建設業法第19条第2項、第19条の3、第19条の5）

（1）（原材料費等の高騰や納期遅延が発生している状況においては、取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負代金及び工期の変更に関する規定を適切に設定・運用することが必要

原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負契約の締結に当たっては、公共工事標準請負契約約款第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）（いわゆるスライド条項）及び第22条（受注者の請求による工期の延長）又は民間建設工事標準請負契約約款（甲）第31条（請負代金額の変更）及び第30条（工事又は工期の変更等）（電力・ガス、鉄道等の民間企業の工事の請負契約においては公共工事標準請負契約約款を使用）を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても受注者から協議の申出があった場合には発注者が適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図る必要がある。

なお、発注者・受注者間におけるこれらの対応は、元請負人・下請負人間の適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保に当たっても重要であること、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づく振興基準（令和6年3月25日、以下「振興基準」という。）において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等が増加した場合には、親事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても価格変更を柔軟に行うものとするとされているほか、特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指すものとするとされていることについても留意しなければならない。

5. 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保（建設業法第19条第2項、第19条の3、第19条の5）

（1）原材料費等の高騰や納期遅延が発生している状況においては、取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負代金及び工期の変更に関する規定を適切に設定・運用することが必要

原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負契約の締結に当たっては、公共工事標準請負契約約款第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）（いわゆるスライド条項）及び第22条（受注者の請求による工期の延長）又は民間建設工事標準請負契約約款（甲）第31条（請負代金額の変更）及び第30条（工事又は工期の変更等）（電力・ガス、鉄道等の民間企業の工事の請負契約においては公共工事標準請負契約約款を使用）を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても受注者から協議の申出があった場合には発注者が適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図る必要がある。

なお、発注者・受注者間におけるこれらの対応は、元請負人・下請負人間の適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保に当たっても重要であること、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づく振興基準（令和4年7月29日、以下「振興基準」という。）において、建設など見積り及び発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、期中に原材料費等のコストが上昇した場合であって、下請事業者からの申出があったときは、親事業者は、期中の価格変更にできる限り柔軟に応じるものとするとされていることについても留意しなければならない。

※振興基準の記載ぶりに変更

(2) 発注者が受注者との協議や変更契約に応じない場合は「不
当に低い請負代金の禁止」や「著しく短い工期の禁止」に違反す
るおそれ

建設業法第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）により禁
止される行為は、当初契約の締結に際して不当に低い請負代金を
強制することに限られず、契約締結後に原材料費等が高騰したに
もかかわらず、それに見合った請負代金の増額を行わないことも
含まれる。

このため、原材料費等が高騰している状況において、発注者が、
自己の取引上の地位を不当に利用して、受注者側からの協議に応
じず、必要な変更契約を行わなかった結果、請負代金の額がその
建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない
金額となっている場合には、同条に違反するおそれがある。

また、建設業法第19条の5（著しく短い工期の禁止）により
禁止される行為は、当初契約の締結に際して著しく短い工期を設
定することに限られず、契約締結後、原材料等の納期の遅延など
受注者の責めに帰さない理由により、当初の契約どおり工事が進
行しない場合等において必要な工期の変更を行わないことも含ま
れる。

このため、資材不足等により納期遅延が発生している状況にお
いて、その工期が、注文した建設工事を施工するために通常必要
と認められる期間に比して著しく短い期間となっている場合には、
同条に違反するおそれがある。

なお、建設業法第19条の6において、国土交通大臣又は都道
府県知事は、発注者が同法第19条の3又は第19条の5の規定
に違反している事実があり、特に必要があると認めるときは、当
該発注者に対して必要な勧告をすることができ、発注者がその勧
告に従わないときは、その旨を公表することができると規定して
いる。

適正な請負代金の設定については、10ページ「2. 書面によ
る契約締結 2-1 当初契約(5)、(6)」、14ページ「2-2
追加工事等に伴う追加・変更契約(3)」を参照。

(2) 発注者が受注者との協議や変更契約に応じない場合は「不
当に低い請負代金の禁止」や「著しく短い工期の禁止」に違反す
るおそれ

建設業法第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）により禁
止される行為は、当初契約の締結に際して不当に低い請負代金を
強制することに限られず、契約締結後に原材料費等が高騰したに
もかかわらず、それに見合った請負代金の増額を行わないことも
含まれる。

このため、原材料費等が高騰している状況において、発注者が、
自己の取引上の地位を不当に利用して、受注者側からの協議に応
じず、必要な変更契約を行わなかった結果、請負代金の額がその
建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない
金額となっている場合には、同条に違反するおそれがある。

また、建設業法第19条の5（著しく短い工期の禁止）により
禁止される行為は、当初契約の締結に際して著しく短い工期を設
定することに限られず、契約締結後、原材料等の納期の遅延など
受注者の責めに帰さない理由により、当初の契約どおり工事が進
行しない場合等において必要な工期の変更を行わないことも含ま
れる。

このため、資材不足等により原材料費等の納期遅延が発生して
いる状況において、その工期が、注文した建設工事を施工するた
めに通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間となっ
ている場合には、同条に違反するおそれがある。

なお、建設業法第19条の6において、国土交通大臣又は都道
府県知事は、発注者が同法第19条の3又は第19条の5の規定
に違反している事実があり、特に必要があると認めるときは、当
該発注者に対して必要な勧告をすることができ、発注者がその勧
告に従わないときは、その旨を公表することができると規定して
いる。

適正な請負代金の設定については、10ページ「2. 書面によ
る契約締結 2-1 当初契約(5)、(6)」、14ページ「2-2
追加工事等に伴う追加・変更契約(3)」を参照。

※誤字修正（削除）

適正な工期の確保については、17ページ「3. 著しく短い工期の禁止」、15ページ「2. 書面による契約締結 2-3工期変更に伴う変更契約（1）、（2）、（3）」を参照。

不适当に低い請負代金については、20ページ「4. 不适当に低い請負代金」を参照。

（3）（略）

6. 指値発注（第19条第1項、第19条の3、第20条第4項）

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ①発注者が、自らの予算額のみを基準として、受注者と協議を行うことなく、一方的に請負代金の額を決定し、その額で請負契約を締結した場合
- ②発注者が、合理的根拠がないにもかかわらず、受注者の見積額を著しく下回る額で請負代金の額を一方的に決定し、その額で請負契約を締結した場合
- ③発注者が複数の建設業者から提出された見積金額のうち最も低い額を一方的に請負代金の額として決定し、当該見積の提出者以外の者とその額で請負契約を締結した場合
- ④発注者が、免税事業者の受注者に対して、消費税相当額を含まない契約単価を一方的に提示し、受注者と協議を行うことなく、当該単価により積算した額で請負契約を締結した場合

【建設業法上違反となる行為事例】

- ⑤発注者と受注者の間で請負代金の額に関する合意が得られていない段階で、受注者に工事に着手させ、工事の施工途中又は工事終了後に発注者が受注者との協議に応じることなく請負代金の額を一方的に決定し、その額で請負契約を締結した場合
- ⑥発注者が、受注者が見積りを行うための期間を設けることなく、自らの予算額を受注者に提示し、請負契約締結の判断をその場で行わせ、その額で請負契約を締結した場合

適正な工期の確保については、17ページ「3. 著しく短い工期の禁止」、15ページ「2. 書面による契約締結 2-3工期変更に伴う変更契約（1）、（2）、（3）」を参照。

不适当に低い請負代金については、19ページ「4. 不适当に低い請負代金」を参照。

（3）（略）

6. 指値発注（第19条第1項、第19条の3、第20条第4項）

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ①発注者が、自らの予算額のみを基準として、受注者と協議を行うことなく、一方的に請負代金の額を決定し、その額で請負契約を締結した場合
- ②発注者が、合理的根拠がないにもかかわらず、受注者の見積額を著しく下回る額で請負代金の額を一方的に決定し、その額で請負契約を締結した場合
- ③発注者が複数の建設業者から提出された見積金額のうち最も低い額を一方的に請負代金の額として決定し、当該見積の提出者以外の者とその額で請負契約を締結した場合

※インボイス（追加）

【建設業法上違反となる行為事例】

- ④発注者と受注者の間で請負代金の額に関する合意が得られていない段階で、受注者に工事に着手させ、工事の施工途中又は工事終了後に発注者が受注者との協議に応じることなく請負代金の額を一方的に決定し、その額で請負契約を締結した場合
- ⑤発注者が、受注者が見積りを行うための期間を設けることなく、自らの予算額を受注者に提示し、請負契約締結の判断をその場で行わせ、その額で請負契約を締結した場合

上記①から⑥のケースは、いずれも建設業法第19条の3に違反するおそれがある。また、⑤のケースは同法第19条第1項に違反し、⑥のケースは同法第20条第4項に違反する。

指値発注とは、発注者が受注者との請負契約を交わす際、受注者と十分な協議をせず、又は受注者との協議に応じることなく、発注者が一方的に決めた請負代金の額を受注者に提示（指値）し、その額で受注者に契約を締結させることをいう。指値発注は、建設業法第18条の建設工事の請負契約の原則（各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結する。）を没却するものである。

公共工事においては、入札公告などから入札期日の前日まで一定の期間を設け、また、発注者が積算した予定価格の範囲内で応札した者の中から受注者を決めるのが一般的であり、当初契約時においては、①から⑥までののようなケースは生じにくいものと考える。しかし、発注者は、歩切りをして予定価格を設定することや、歩切りした予定価格による入札手続の入札辞退者にペナルティを課すなどにより、歩切りをした予定価格の範囲内の入札を実質的に強いるようなことは、厳に慎む必要がある。また、変更契約は、入札手続を経ることなく、相対で締結されることから、発注者が請負代金の増額に応じないなどのケースが生じるおそれがあり、建設業法第19条の3違反とならないよう留意が必要である。

（1）、（2）（略）

7.～9.（略）

10. 関係法令

10-1 独占禁止法との関係について

不當に低い発注金額や不当な使用資材等の購入強制については、建設業法第19条の3及び第19条の4でこれを禁止しているが、これらの規定に違反する上記行為は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁

上記①から⑤のケースは、いずれも建設業法第19条の3に違反するおそれがある。また、④のケースは同法第19条第1項に違反し、⑤のケースは同法第20条第4項に違反する。

指値発注とは、発注者が受注者との請負契約を交わす際、受注者と十分な協議をせず、又は受注者との協議に応じることなく、発注者が一方的に決めた請負代金の額を受注者に提示（指値）し、その額で受注者に契約を締結させることをいう。指値発注は、建設業法第18条の建設工事の請負契約の原則（各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結する。）を没却するものである。

公共工事においては、入札公告などから入札期日の前日まで一定の期間を設け、また、発注者が積算した予定価格の範囲内で応札した者の中から受注者を決めるのが一般的であり、当初契約時においては、①から⑤までののようなケースは生じにくいものと考える。しかし、発注者は、歩切りをして予定価格を設定することや、歩切りした予定価格による入札手続の入札辞退者にペナルティを課すなどにより、歩切りをした予定価格の範囲内の入札を実質的に強いるようなことは、厳に慎む必要がある。また、変更契約は、入札手続を経ることなく、相対で締結されることから、発注者が請負代金の増額に応じないなどのケースが生じるおそれがあり、建設業法第19条の3違反とならないよう留意が必要である。

（1）、（2）（略）

7.～9.（略）

10. 関係法令

10-1 独占禁止法との関係について

不當に低い発注金額や不当な使用資材等の購入強制については、建設業法第19条の3及び第19条の4でこれを禁止しているが、これらの規定に違反する上記行為は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁

止法」という。) 第19条で禁止している不公正な取引方法の一類型である優越的な地位の濫用にも該当するおそれがある。優越的地位の濫用に関して、公正取引委員会は、平成22年11月30日、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(以下「考え方」という。) を示している。

この「考え方」のうち、本ガイドラインと関係のある主な部分は以下のとおりである。

① 「1. 見積条件の提示等」、「2-1 当初契約」、「2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約」、「2-3 工期変更に伴う変更契約」、「4. 不當に低い発注金額」 及び「5. 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保」に関しては、「考え方」第4の2(3)に掲げる「その他経済上の利益の提供の要請」、第4の3(4)に掲げる「減額」及び第4の3(5)に掲げる「その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等」

② 「6. 指値発注」に関しては、「考え方」第4の3(5)アに掲げる「取引の対価の一方的決定」

③ 「7. 不当な使用資材等の購入強制」に関しては、「考え方」第4の1に掲げる「購入・利用強制」

④ 「8. やり直し工事」に関しては、「考え方」第4の3(5)イに掲げる「やり直しの要請」

⑤ 「9. 支払」に関しては、「考え方」第4の3(3)に掲げる「支払遅延」

なお、発注者が独占禁止法第2条第1項に規定する事業者でない場合(公的発注機関の場合)には、建設業法第19条の6第1項において、国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者が同法第19条の3(不当に低い請負代金の禁止)又は第19条の4(不当な使用資材等の購入強制の禁止)の規定に違反している事

止法」という。) 第19条で禁止している不公正な取引方法の一類型である優越的な地位の濫用にも該当するおそれがある。優越的地位の濫用に関して、公正取引委員会は、平成22年11月30日、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(以下「考え方」という。) を示している。

この「考え方」のうち、本ガイドラインと関係のある主な部分は以下のとおりである。

① 「1. 見積条件の提示等」、「2-1 当初契約」、「2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約」、「2-3 工期変更に伴う変更契約」 及び「4. 不當に低い発注金額」 に関しては、「考え方」第4の2(3)に掲げる「その他経済上の利益の提供の要請」、第4の3(4)に掲げる「減額」 及び第4の3(5)に掲げる「その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等」

② 「6. 指値発注」に関しては、「考え方」第4の3(5)アに掲げる「取引の対価の一方的決定」

③ 「7. 不当な使用資材等の購入強制」に関しては、「考え方」第4の1に掲げる「購入・利用強制」

④ 「8. やり直し工事」に関しては、「考え方」第4の3(5)イに掲げる「やり直しの要請」

⑤ 「9. 支払」に関しては、「考え方」第4の3(3)に掲げる「支払遅延」

なお、発注者が独占禁止法第2条第1項に規定する事業者でない場合(公的発注機関の場合)には、建設業法第19条の6第1項において、国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者が同法第19条の3(不当に低い請負代金の禁止)又は第19条の4(不当な使用資材等の購入強制の禁止)の規定に違反している事

※記載漏れ(追加)

実があり、特に必要があると認めるときは、当該発注者に対して必要な勧告をすることができると規定している。

10－2～10－3（略）

10－4 下請中小企業振興法・振興基準との関係について

下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号。経済産業省、業所管省庁共管。以下「下請振興法」という。）は、下請中小企業を育成・振興する支援法としての性格を有する法律であり、広く下請振興を図る観点から、建設工事の請負が適用されない下請法よりも、対象となる取引の範囲が広く、全ての取引が対象となっている。

また、下請振興法第3条第1項に基づく振興基準は、下請中小企業の振興を図るため、下請事業者及び親事業者のるべき一般的な基準で、親事業者と下請事業者の望ましい、るべき取引の姿を示し、また、主務大臣（事業を所管する大臣）が必要に応じて下請事業者及び親事業者に対して指導、助言を行う際に用いられている。

下請振興法では、「親事業者」を、資本金等が自己より小さい中小企業者に対し、製造委託等をすることを業として行うものと定義し、親事業者の取引の相手方を指す「下請事業者」を、資本金等が自己より大きいものから委託を受けて、製造委託等をすることを業として行う中小企業者と定義している。

建設工事における親事業者は、建設工事の請負契約の発注者、元請負人が該当し、下請事業者とは、建設工事の請負契約の元請負人、下請負人が該当し、さらに、建設業者が請け負った建設工事に使用する建設資材の製造を委託する場合や設計図等の作成を委託する場合なども該当する。

したがって、建設工事の請負契約の発注者・受注者間、元請・下請間だけでなく、建設工事に関する、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者及び建設関連業者等との取引においても、特に振興基準に示す下記事項について配慮を徹底し、下請中小企業を含むサプライチェーン全体で付加価

実があり、特に必要があると認めるときは、当該発注者に対して必要な勧告をすることができると規定している。

10－2～10－3（略）

10－4 下請中小企業振興法・振興基準との関係について

下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号。経済産業省、業所管省庁共管。以下「下請振興法」という。）は、下請中小企業を育成・振興する支援法としての性格を有する法律であり、広く下請振興を図る観点から、建設工事の請負が適用されない下請法よりも、対象となる取引の範囲が広く、全ての取引が対象となっている。

また、下請振興法第3条第1項に基づく振興基準は、下請中小企業の振興を図るため、下請事業者及び親事業者のるべき一般的な基準で、親事業者と下請事業者の望ましい、るべき取引の姿を示し、また、主務大臣（事業を所管する大臣）が必要に応じて下請事業者及び親事業者に対して指導、助言を行う際に用いられている。

下請振興法では、「親事業者」を、資本金等が自己より小さい中小企業者に対し、製造委託等をすることを業として行うものと定義し、親事業者の取引の相手方を指す「下請事業者」を、資本金等が自己より大きいものから委託を受けて、製造委託等をすることを業として行う中小企業者と定義している。

建設工事における親事業者は、建設工事の請負契約の発注者、元請負人が該当し、下請事業者とは、建設工事の請負契約の元請負人、下請負人が該当し、さらに、建設業者が請け負った建設工事に使用する建設資材の製造を委託する場合や設計図等の作成を委託する場合なども該当する。

したがって、建設工事の請負契約の発注者・受注者間、元請・下請間だけでなく、建設工事に関する、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者及び建設関連業者等との取引においても、特に振興基準に示す下記事項について配慮を徹底し、下請中小企業を含むサプライチェーン全体で付加価

値向上を目指すことができるよう、親事業者と下請事業者の相互理解と信頼によって支えられる互恵的な取引関係を構築していく必要がある。

なお、物価高の局面にあっても、中小企業の実質賃金の引き上げを実現するためには、賃上げの原資を確保する価格転嫁が極めて重要であり、とりわけ価格転嫁率が低い労務費の上昇分を適切に転嫁できる環境を作ることが重要である。この観点から、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会）が取りまとめられ、「事業者が採るべき行動／求められる行動」が示されているところであるが、これを踏まえ、振興基準においては「『事業者が採るべき行動／求められる行動』を適切にとった上で、取引対価を決定することなどが求められていることに留意しなければならない。

- 対価の決定の方法の改善
- 下請代金の支払方法の改善
- 働き方改革の促進を阻害する取引慣行の改善
- 業種別ガイドライン及び自主行動計画
- パートナーシップ構築宣言

詳しくは、6_8～7_5ページ参照

値向上を目指すことができるよう、親事業者と下請事業者の相互理解と信頼によって支えられる互恵的な取引関係を構築していく必要がある。

- 対価の決定の方法の改善
- 下請代金の支払方法の改善
- 働き方改革の促進を阻害する取引慣行の改善
- 業種別ガイドライン及び自主行動計画
- パートナーシップ構築宣言

詳しくは、6_6～7_2ページ参照

※労務費指針への対応